

金沢高等学校 「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての生徒が被害者としてばかりではなく、加害者としても巻き込まれ、入れ替わりながら経験している。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する姿勢では手遅れになることも少なくない。つまり、すべての生徒に起きる可能性があるものとして、全員を対象として事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も合理的かつ有効な手段である。

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが創り出していくことを目標とする。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」が生徒の不安や不満を高めていないか、という観点から、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを工夫して、「わかる授業づくり」を実践する。年間3回の研究授業の実施を通じて、「わかる授業づくり」に全教職員で取り組むこととする。保護者には、取り組みについての周知を図り、授業アンケート等の協力を願うものとする。

生徒対象の道徳講話(年間1回)を実施する。その他各種行事においては、友人づくり・集団づくり・社会性の育成を図るよう、各学年会及び部署等において検討するものとする。

3 いじめの早期発見

教職員は早期発見のために、①些細な変化に気付くこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③速やかに対応すること、を徹底する。担任教諭は4月の面談週間以外にも、定期的な個人面談を実施する。また、授業担当者・部顧問は、日常のコミュニケーションの中で気になることがあれば、適宜面談等を実施する。

7月・12月実施の「学校生活アンケート」、5月・11月実施の「Q-Uアンケート」等からも情報を読み取り、いじめの早期発見に努める。

生徒や保護者からのいじめ相談用の窓口をウェブサイト上で公開する。

4 いじめへの対処

(1)いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

教師の不適切な認識・言動や差別的な態度・言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ

を助長することがないようにする。そのために、教職員を対象とした校内研修会を年間2回実施する。また、「Q-Uアンケート」後に行う「事例検証会」を通して、情報や指導方針を共有し、指導や対応のばらつきが起こらないようにチェックを図る。

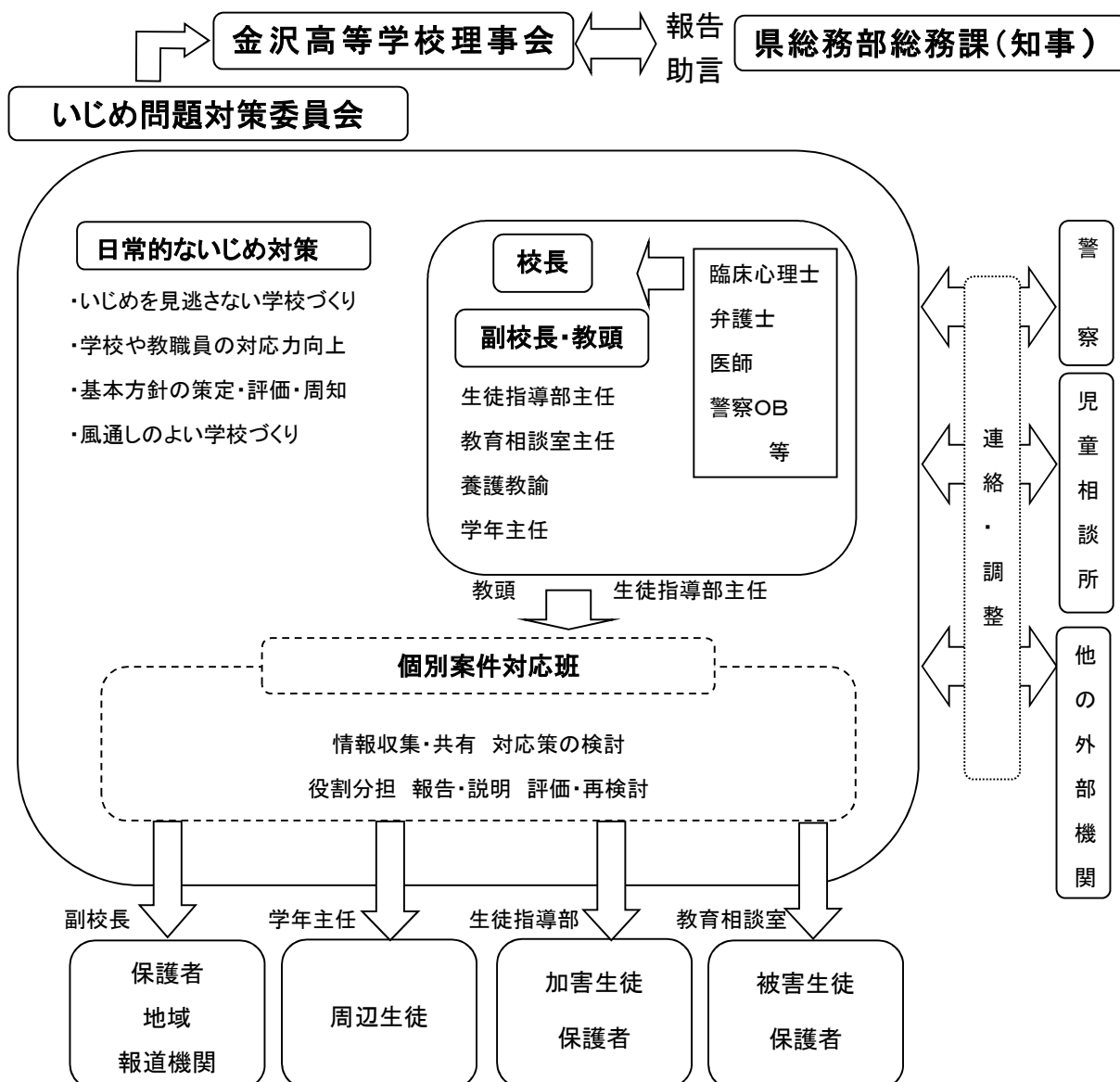
認識や言動を改め、スキルアップのために、学外で行われるいじめの防止等に関する研修や講演会等への積極的な参加を促す。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

1年生は入学後4月中に、携帯事業者と連携して「ケータイ安全教室」を実施する。ネットチェッカーズとの連携を図りながら、不適切な書き込み等に対する指導を行う。情報モラル教育の拡充を行うために、教職員を対象としたインターネット関連の講習会(報告会を含む)を計画する。

5 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって問題の解消に至るまで組織的に対応する。そのための組織は「いじめ問題対策委員会」と称し、組織メンバー及び役割分担は下図のとおりである。また、関係機関との連携を図りながら、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士や医師、あるいは警察OB等を加えるものとする。



6 いじめに対する措置

本校では、いじめの通報を受けたときやいじめの可能性があると思われるとき、速やかに、「いじめ問題対策委員会」において、いじめの事実の有無を確認し、その調査結果を金沢高等学校理事会に報告する。

- (1) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、個別対応チームを編成し、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。ただし、この指導は適切な懲戒もあり得る。
- (2) いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるように、別室での学習等の必要な処置を講じる。
- (3) いじめの事案に関わる情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置を講じる。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは警察機関と連携して対処し、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察機関に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、本校では、「いじめ問題対策委員会」の下に質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

また、調査を行った場合は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に関わる重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

金沢高等学校理事会は、重大事態が発生した旨を県知事に報告する。

8 年間行動計画表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
いじめ防止	生徒	ケータイ安全教室			学校生活アンケート①		
	教師			研究授業(要請訪問)			学校生活アンケート① 集計報告
いじめの早期発見	生徒		第1回Q-Uアンケート実施				
	教師	面談週間		個人面談	第1回Q-U事例検討会		
その他		相談用アドレス告知					

